



# 茨城県報

第 5 6 3 号

平成6年7月7日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●徴収事務の委託（管財課）	1
●平成6年度第2次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場（地方課）	2
●保険医及び保険薬剤師の登録（保険課）	2
●徴収事務の委託（観光物産課）	3
●定款変更の認可（2件）（農地管理課）	3
●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）	3
●道路の供用の開始（3件）（ " ）	4

### （公安委員会）

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定	5
----------------------------------	---

### （大規模小売店舗審議会）

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	6
--------------------------	---

### 公 告

●争議行為の予告通知の公表（労政課）	7
●基本測量の実施（用地課）	7
●都市計画案の縦覧（都市計画課）	8
●開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）	8
●道路の位置の指定（2件）（ " ）	9

## 告 示

### 茨城県告示第822号

地方自治法施行令（昭22和年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 委託者

株式会社 国際警備保障

#### 2 委託に係る使用料

茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和39年茨城県条例第8号）第4条第1項に規定する県庁構内有料駐車場の使用料の徴収事務

#### 3 委託期間

平成6年4月1日から平成7年3月31日まで



## 茨城県告示第 8 2 3 号

自衛隊法施行令(昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号)第 1 1 4 条, 第 1 1 7 条及び第 1 1 8 条の規定による平成 6 年度第 2 度募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

平成 6 年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

男子(2等陸・海・空士)

## 1 募集期間

平成 6 年 7 月 1 日(金)から平成 6 年 9 月 3 0 日(金)まで

## 2 試験期日

下記により志願票受付時に指定

平成 6 年 8 月 3 0 日(火)・9 月 1 6 日(金)及び 1 7 日(土)

## 3 試験場

陸上自衛隊勝田駐屯地 勝田市勝倉 3 4 3 3

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 土浦市右碓町 2 4 1 0

陸上自衛隊古河駐屯地 猿島郡総和町上辺見 1 1 9 5

陸上自衛隊土浦駐屯地 稲敷郡阿見町青宿 1 2 2 1 - 1

女子(2等陸・海・空士)

## 1 募集期間

平成 6 年 8 月 1 日(月)から平成 6 年 9 月 1 4 日(水)まで

## 2 試験期日 平成 6 年 9 月 2 0 日(火)

## 3 試験場

陸上自衛隊勝田駐屯地 勝田市勝倉 3 4 3 3



## 茨城県告示第 8 2 4 号

健康保険法(大正 1 1 年法律第 7 0 号)第 4 3 条の 5 第 1 項の規定により, 次の歯科医師及び薬剤師を保険医及び保健薬剤師に登録した。

平成 6 年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 記

氏 名	登録記号番号	登録年月日
松 崎 淳 子	茨歯 2 8 3 2	6. 6. 16
大 窪 久 光	茨歯 2 8 3 3	6. 6. 20
深 谷 京 子	茨歯 2 8 3 4	6. 6. 21
安 澤 明	茨歯 2 8 3 5	6. 6. 22
中 村 玲 子	茨薬 1 9 4 7	6. 6. 15
三 須 ひとみ	茨薬 1 9 4 8	6. 6. 15
深 谷 のり子	茨薬 1 9 4 9	6. 6. 15
小 林 郁 美	茨薬 1 9 5 0	6. 6. 15
鈴 木 美智子	茨薬 1 9 5 1	6. 6. 16

岡 田 千 晶	茨 葉	1 9 5 2	6 . 6 . 16
小 林 和 敏	茨 葉	1 9 5 3	6 . 6 . 17
福 田 恵 子	茨 葉	1 9 5 4	6 . 6 . 20
松 本 由 香	茨 葉	1 9 5 5	6 . 6 . 20
小 林 真 由 美	茨 葉	1 9 5 6	6 . 6 . 20

茨城県告示第825号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県常北家族旅行村の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 常北町
- 2 委託事務の内容 茨城県常北家族旅行村の設置及び管理に関する条例(昭和58年茨城県条例第11号)第12条第1項に規定する有料施設の使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成6年4月1日から平成7年3月31日まで

茨城県告示第826号

平成6年5月18日付で、大山沼土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成6年6月29日認可した。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第827号

平成6年4月15日付で、吉川土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成6年6月29日認可した。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第828号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成6年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	摘 要
猿島郡総和町大字高野字西野 1862番1地先から	旧	最大 4.5	116	
		最小 3.0		
猿島郡総和町大字高野字南坪 1841番1地先まで	新	最大 15.5	118	旧道移管
		最小 11.0		

## 茨城県告示第829号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成6年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	摘 要
稲敷郡桜川村大字柏木字足ヶ作 455番口地先から	旧	最大 8.0	136.5	
		最小 8.0		
稲敷郡桜川村大字柏木字足ヶ作 469番2地先まで	新	最大 19.0	146.0	
		最小 8.5		
稲敷郡桜川村大字柏木字足ヶ作 469番2地先まで	新	最大 18.0	146.0	迂回路撤去
		最小 8.5		

## 茨城県告示第830号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡桜川村大字柏木字足ヶ作455番口地先から  
稲敷郡桜川村大字柏木字足ヶ作469番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成6年7月7日

## 茨城県告示第831号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡桜川村大字飯出字飯出1553番地先から  
稲敷郡桜川村大字柏木字足ら作468番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成6年7月7日

茨城県告示第832号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成6年7月7日から30日間茨城県道土木部路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道長高野北条線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字泉字久保田2164番地先から  
つくば市大字小泉字石橋178番3まで
- 3 供用開始の期日 平成6年7月7日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第11号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項及び第14条の2第2号の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。  
平成6年7月7日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2900	水戸88せ 4689	ニッサン・6年式	応 急 作 業 用	勝 田 市

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2901	水戸88せ 4689	ニッサン・6年式	道 路 維 持 作 業 用	勝 田 市

3 緊急自動車の指定取消し

指 定 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告示年月日	告 示 号	取 消 由
878	土浦88さ 1311	イスズ ・50年式	警察責務遂行	茨城県警察本部	51・1・19	2	廃 車
1078	土浦88す 6422	トヨタ ・53年式	〃	〃	54・1・16	1	〃
1350	土浦88す 6411	トヨタ ・56年式	〃	〃	56・4・9	16	〃
1448	水戸88す 1596	トヨタ ・57年式	〃	〃	57・3・1	6	〃

1449	水戸88す 1597	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1538	土浦88す 6385	トヨタ ・58年式	〃	〃	58・3・24	12	〃
1539	水戸88す 2000	ニッサン・58年式	〃	〃	〃	〃	〃
1540	土浦88す 6418	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1541	土浦88す 6423	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1739	水戸88す 2782	ニッサン・59年式	〃	〃	59・12・10	32	〃
1748	土浦88す 6407	トヨタ ・59年式	〃	〃	59・12・27	36	〃
1751	土浦88す 6410	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1753	水戸88す 2835	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1761	水戸88せ 1893	三 菱 ・59年式	〃	〃	60・2・14	1	〃
1873	水戸88せ 2298	ダイハツ・60年式	〃	〃	61・1・20	1	〃
1890	水戸 み 5526	ホンダ ・61年式	〃	〃	61・4・14	6	〃
1891	水戸 み 5528	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1985	水戸88せ 2626	トヨタ ・62年式	〃	〃	62・3・30	13	〃

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第29号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にとっては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にとっては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成6年7月7日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

1 届出者の氏名または名称

有限会社町田家具

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社町田家具

常陸太田市金井町2886-3

3 現在の店舗面積

744㎡

4 増加しようとする店舗面積

477㎡

5 店舗面積を増加する日

平成6年11月14日

---

公 告

---

◎争議行為の予告通知の公表

美浦中央病院労働組合執行委員長富田康子から、平成6年6月30日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

夏季一時金等に関する要求

2 日 時

平成6年7月11日以降本問題が解決するまでの期間

3 場 所

美浦中央病院労働組合の組合員が従事する全職場

4 争議行為の種類

あらゆる形の争議行為を実施する。

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関

建設省国土地理院

2 作業種類

基本測量（日本列島精密測地網高度三次元測量）

3 作業実施期間

平成6年8月1日から平成6年12月10日まで

4 作業地域

水戸市，日立市，土浦市，石岡市，勝田市，高萩市，北茨城市，笠間市

東茨城郡茨城町，美野里町，内原町

西茨城郡友部町

那珂郡東海村

多賀郡十王町

稲敷郡江戸崎町，美浦村，阿見町，桜川村，東村

新治郡千代田町

**◎都市計画案の縦覧**

日立都市計画臨港地区を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

臨港地区

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 日立市

## ア 追加する部分

日立市久慈町一丁目、久慈町四丁目、みなと町、留町の各一部

## イ 削除する部分

日立市久慈町一丁目の一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

## (1) 茨城県土木部都市局都市計画課

## (2) 日立市役所都市計画部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成6年7月7日から平成6年7月21日まで

**◎開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字亀下字間畑前1870番、1871番、1872番

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場544番地の2

東海村農業協同組合

代表理事組合長 須 藤 武 夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町堅倉字にき内870番1、同番2、871番1、同番2、同番3、905番1、同番2、91

2番



2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡美野里町堅倉 8 7 2

株式会社 スーパーホンダ

代表取締役 本 田 喜 惣

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成6年7月7日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号            | 指定年月日    | 申 請 者                    |                     | 道 路 の 位 置                            | 道路の幅員及び延長    |               |
|-----------------|----------|--------------------------|---------------------|--------------------------------------|--------------|---------------|
|                 |          | 氏 名                      | 住 所                 |                                      | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第1698号 | 6. 6. 29 | 京栄土地開<br>発(有)<br>(代)飯村栄三 | 笠間市下市毛<br>1 9 3 - 1 | 西茨城郡友部町旭町字西<br>原                     | メートル<br>6.05 | メートル<br>52.04 |
| 水土木指令<br>第1682号 | 6. 6. 29 | 山口 みい                    | 東茨城郡美野里町羽<br>鳥243-4 | 西茨城郡岩間町下郷字右<br>薬師3798, 3801-1の一<br>部 | 5.00         | 26.67         |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円 )

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県総務部総務課  
電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)